

2018年2月21日

市議会議員各位

防災安全部長

## 藤沢市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する指針（案）について

### 1. 経緯

本市では、藤沢市市政運営の総合指針2020におきまして、「防犯・交通安全対策の充実」を重点施策に位置付け、犯罪を抑止する環境整備といたしまして、地域・駅前・商店街等への防犯カメラの設置を推進しております。

つきましては、街頭防犯カメラの設置及び運用するにあたり、設置場所の条件や撮影対象等を定めた「藤沢市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する指針（案）」を作成し、12月の藤沢市個人情報保護制度運営審議会でこの指針（案）をお示ししご確認いただきましたので、市議会議員各位へご報告するものです。

なお、本指針の策定に伴い、運用基準の改定も行いますので、併せてご報告いたします。

### 2. 報告資料

- ・ 藤沢市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する指針（案）
- ・ 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準（改定案・新旧対照表）

（事務担当 防災安全部防犯交通安全課 森・室 内線2531）

(案)

## 藤沢市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、市が設置し管理する街頭防犯カメラ（以下「街頭防犯カメラ」という。）及び街頭防犯カメラによって撮影し録画した画像（以下「画像」という。）の運用について基本的な事項を定めるもの。

市は、街頭防犯カメラの設置及び運用にあたっては、市民が安全で安心な暮らしを築くため、犯罪の抑止及び市民生活の良好な環境形成・維持による地域防犯力の向上を目的とし、その目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の画像を録画された者（以下「市民等」という。）の権利を侵害しないものとしなければならない。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ 市が市内に常設する専ら防犯を目的とするカメラで、録画のために必要な関連機器で構成されたものをいう。
- (2) 駅前広場 駅改札に通じる出入り口における公共空間で、路線バス・タクシー等の車両が発着するロータリーを含むものをいう。

(街頭防犯カメラを設置する場所)

第3条 設置する場所は、道路等の公共空間の中で、不特定多数の利用があり、街頭犯罪が多く発生し、市民全体の利益の観点から設置することが望ましいと認めた場所とし、駅前広場及び地下通路等の中から市が選定する。

(撮影対象区域)

第4条 撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、集合住宅敷地内や個人住宅、駐車場等の私有地は、やむを得ず映りこんでしまう場合を除き撮影しない。なお、やむを得ず私有地が映りこんでしまう場合は、その土地又は建物の所有者の同意を得ることとする。また、特定の個人又は建物の内部を継続して撮影し続けることのないよう配慮する。さらに、設置する台数・撮影対象区域は、設置する目的を達成するために必要最小限の台数・区域とし、市民等の権利を侵害しないよう十分配慮する。

(管理責任者と管理取扱者)

第5条 街頭防犯カメラを設置する際は、適正な設置、運用、維持管理及び画像の適正な取扱いを図るため、街頭防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。また、管理責任者を補佐する街頭防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱

者」という。)を置く。

(街頭防犯カメラ設置の表示)

第6条 街頭防犯カメラを設置した場合は、撮影対象区域の見えやすい場所に、街頭防犯カメラを設置している旨、管理者及び連絡先を表示する。

(街頭防犯カメラ設置等に係る措置)

第7条 街頭防犯カメラ設置にあたっては、次の措置を講じるものとする。

- (1) 街頭防犯カメラの録画装置は、第三者による持出しに対する防護措置を講じた設備など、安全に管理できる場所に設置する。
- (2) 画像の不必要なモニター（街頭防犯カメラで撮影した画像を閲覧することをいう。）は行わない。

(画像及び画像データの管理・保管期間等)

第8条 画像及び記録媒体に保存された画像のデータ（以下「画像データ」という。）は、特定の記録媒体に撮影時のままで必要最小限度の期間のみ保管し、保管期間経過後は速やかに消去する。

(画像及び画像データの目的外利用及び提供の制限)

第9条 画像及び画像データは、藤沢市個人情報の保護に関する条例の規定による場合を除き目的外の利用又は提供をしてはならない。

(苦情処理)

第10条 市は、市民等から街頭防犯カメラの運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(運用基準の制定)

第11条 市は、街頭防犯カメラの運用について、画像データの紛失、不正利用、外部流出、改ざん等を防止するほか、市民等の権利を侵害することを防止するため、本指針第6条から前条に沿った運用の基準を策定し、管理責任者及び管理取扱者は、この基準を遵守するものとする。

附 則

この指針は、平成30年 月 日から施行する。

## (案)

### 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準 (案)

#### (趣旨)

第1条 この基準は、藤沢市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する指針（以下「指針」という。）第11条の規定に基づき、市が設置し管理する街頭防犯カメラ（指針第2条第1号に規定するものをいう。以下「街頭防犯カメラ」という。）及び街頭防犯カメラによって撮影し記録した画像（以下「画像」という。）の運用について必要な事項を定める。

#### (街頭防犯カメラ管理責任者等)

第2条 指針第5条の規定による街頭防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）には、防犯主管課の長を充てるものとする。

2 指針第5条の規定による街頭防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）は、管理責任者が選任する。

#### (街頭防犯カメラ設置等に係る措置)

第3条 管理責任者は、街頭防犯カメラを設置する際に、次の措置を講じなければならない。

- (1) 指針第4条に規定する区域は、原則市が管理する場所で、多くの市民等が通行する道路、通路及び広場とする。
- (2) 管理責任者及び管理取扱者は、街頭防犯カメラ及び画像の適正な管理を目的として画像の取り出し、加工、複写等の処理をする機器（以下「画像処理用機器」という。）を利用することができる。
- (3) 街頭防犯カメラ及び画像処理用機器の操作については、管理責任者の許可を得た者以外が行えないように必要な措置を講じること。また、録画機器を街頭防犯カメラ本体と一体的又は同一箇所に設置する場合には、施錠等により管理責任者の許可を得た者以外が画像を閲覧できないよう必要な防護措置を講じること。
- (4) その他、街頭防犯カメラの適正な維持管理のための必要な措置を講じること。

#### (画像の保管等)

第4条 管理責任者は、画像及び画像を保存した記録媒体（以下「記録媒体」という。）並びに記録媒体に保存された画像のデータ（以下「画像データ」という。）について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像及び画像データ（以下「画像等」という。）の複写、加工、及び録画機器が設置された場所又は管理責任者が指定した場所以外（以下「外部」という。）への持出しは、管理責任者が許可した場合を除き禁止すること。
- (2) 画像は撮影時のままで保存すること。ただし、マニュアルや資料作成の目的

で個人が識別できないよう加工されたものについては、この限りでない。

- (3) 指針第8条に規定する保管期間は、録画装置内の画像データについては10日間とし、それ以外のものは、指針第8条の趣旨に反しない範囲で管理責任者が必要と認めた期間とする。なお、当該期間経過後は速やかに画像等を廃棄又は消去する。
- (4) 記録媒体を廃棄するときは、保存した画像データを消去した上で画像データの復元が困難な状態にするとともに、その経過を記録しておくこと。
- (5) 画像データの再生は、管理責任者が管理する画像処理用機器により、管理責任者、又は管理責任者から許可を受けた者が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。
- (6) 画像処理用機器及び記録媒体（以下「画像処理用機器等」という。）を、外部へ持出すことは、保守点検等による場合を除き禁止するとともに、保守点検等で持出す際は、予め当該画像処理用機器等に保存されている画像データを別の記録媒体に移替え、当該画像処理用機器等の画像データを消去した上で、持出すこと。
- (7) 画像処理用機器等については、施錠等により防護された場所に保管し、その鍵については管理責任者が管理すること。
- (8) 街頭防犯カメラ及び画像処理用機器のインターネット接続は行わないこと。
- (9) 画像照合機能のある街頭防犯カメラを使用する場合、その機能を使用しないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、画像等の不正利用、外部流出、改ざん等を防止するために必要な措置を講ずること。

（目的外利用及び提供の制限）

第5条 市長は、前条第1号及び第6号の規定にかかわらず、藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第12条第2項の規定による場合を除き、画像等を目的外に利用又は提供してはならない。

2 条例第12条第2項第4号の規定による目的外の提供については、同条第4項及び第5項の規定により、藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認を得たものに限り、提供するものとする。

3 前2項の規定により画像等を目的外に提供する場合は、提供したものの内容、提供先、提供方法等を記録し、提供した画像等とともに、提供した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存する。

（苦情処理）

第6条 指針第10条に規定する苦情の処理は、管理責任者が対応するものとする。

(運用状況の報告)

第7条 管理責任者は、この基準の適用状況について、毎年、個人情報保護制度主管課長に報告する。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年 月 日から施行する。

新	旧（2017年4月1日施行）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、<u>藤沢市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する指針（以下「指針」という。）第11条の規定に基づき、市が設置し管理する街頭防犯カメラ（指針第2条第1号に規定するものをいう。）</u>以下「街頭防犯カメラ」という。）及び街頭防犯カメラによって撮影し記録した画像（以下「画像」という。）の運用について必要な事項を定める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(街頭防犯カメラ管理責任者等)</p> <p>第2条 <u>指針第5条の規定による街頭防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）には、防犯主管課の長を充てるものとする。</u></p> <p>2 <u>指針第5条の規定による街頭防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）は、管理責任者が選任する。</u></p> <p>(街頭防犯カメラ設置等に係る措置)</p> <p>第3条 管理責任者は、街頭防犯カメラを設置する際に、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>指針第4条に規定する区域は、原則市が管理する場所で、多くの市民等が通行する道路、通路及び広場とする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 管理責任者及び管理取扱者は、街頭防犯カメラ及び画像の適正な管理を目的として画像の取り出し、加工、複写等の処理をする機器（以下「画像処理用機器」という。）を利用することができる。</u></p> <p><u>(3) 街頭防犯カメラ及び画像処理用機器の操作については、管理責任者の許可を得た者以外が行えないように必要な措置を講じること。また、録画機器を街頭防犯カメラ本体と一体的又は同一箇所に設置する場合には、施錠等により管理責任者の許可を得た者以外が画像を閲覧できないよう必要な防護措置を講じること。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、市が設置し管理する街頭防犯カメラ（以下「街頭防犯カメラ」という。）及び街頭防犯カメラによって撮影し記録した映像（以下「映像」という。）の運用について必要な事項を定める。</p> <p>2 市は、街頭防犯カメラの運用にあたっては、市民の安全安心の確保、犯罪の未然防止及び市民生活の良好な環境形成・維持による地域防犯力の向上を目的とし、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を録画された者（以下「市民等」という。）の権利保護を図らなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この基準において、「街頭防犯カメラ」とは、<u>市が市内の駅前広場周辺の公共空間に常設する防犯カメラで、録画のために必要な関連機器で構成されたものをいう。</u></p> <p>(街頭防犯カメラ管理責任者等)</p> <p>第3条 <u>市長は、街頭防犯カメラの適正な設置、運用、維持管理及び映像の適正な取扱いを図るため、街頭防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を設置し、防犯主管課の長をその職に充てる。</u></p> <p>2 <u>前項の管理責任者を補佐するために、街頭防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）置くこととし、管理責任者がこれを任免する。</u></p> <p>(街頭防犯カメラ設置等に係る措置)</p> <p>第4条 管理責任者は、街頭防犯カメラを設置する際に、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>街頭防犯カメラの撮影対象区域は、市が管理し、多くの市民等が通行する道路、通路及び広場とし、特定の個人及び建物を監視することがないよう配慮すること。</u></p> <p>(2) 街頭防犯カメラ撮影対象区域の見やすい場所に、街頭防犯カメラを設置している旨及び管理者を明示すること。</p> <p><u>(3) 街頭防犯カメラ本体、録画機器及び映像処理用機器の操作については、管理責任者の許可を得た者以外が行えないように必要な措置を講じること。また、録画機器を街頭防犯カメラ本体と一体的又は同一箇所に設置する場合には、施錠等により管理責任者の許可を得た者以外が映像を閲覧出来ないよう必要な防護措置を講じること。</u></p>

(削除)

(4) その他、街頭防犯カメラの適正な維持管理のための必要な措置を講じること。

(削除)

(画像の保管等)

第4条 管理責任者は、画像及び画像を保存した記録媒体（以下「記録媒体」という。）並びに記録媒体に保存された画像のデータ（以下「画像データ」という。）について、次の措置を講じなければならない。

(1) 画像及び画像データ（以下「画像等」という。）の複写、加工、及び録画機器が設置された場所又は管理責任者が指定した場所以外（以下「外部」という。）への持出しは、管理責任者が許可した場合を除き禁止すること。

(2) 画像は撮影時のままで保存すること。ただし、マニュアルや資料作成の目的で個人が識別できないよう加工されたものについては、この限りでない。

(3) 指針第8条に規定する保管期間は、録画装置内の画像データについては10日間とし、それ以外のものは、指針第8条の趣旨に反しない範囲で管理責任者が必要と認めた期間とする。なお、当該期間経過後は速やかに画像等を廃棄又は消去する。

(4) 記録媒体を廃棄するときは、保存した画像データを消去した上で画像データの復元が困難な状態にするとともに、その経過を記録しておくこと。

(5) 画像データの再生は、管理責任者が管理する画像処理用機器により、管理責任者、又は管理責任者から許可を受けた者が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。

(6) 画像処理用機器及び記録媒体（以下「画像処理用機器等」という。）を、外部へ持出すことは、保守点検等による場合を除き禁止するとともに、保守点検等で持出す際は、予め当該画像処理用機器等に保存されている画像データを別の記録媒体に移替え、当該画像処理用機器等の画像データを消去した上で、持出すこと。

(7) 画像処理用機器等については、施錠等により防護された場所に保管し、その鍵については管理責任者が管理すること。

(8) 街頭防犯カメラ及び画像処理用機器のインターネット接続は行わないこと。

(9) 画像照合機能のある街頭防犯カメラを使用する場合、その機能を使用しないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、画像等の不正利用、外部流出、改ざん等を防止するために必要な措置を講ずること。

(目的外利用及び提供の制限)

第5条 市長は、前条第1号及び第6号の規定にかかわらず、藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第12条第2項の規定による場合を除き、画像等を目的外に利用又は提供してはならない。

(4) 映像の不必要なモニターは行わないこと。

(5) 善良な管理者の注意をもって、街頭防犯カメラの維持管理に努めること。

(映像の保管等)

第5条 管理責任者は、映像及び映像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。

(1) 映像の複写及び加工、外部への持出しは禁止すること。

(2) 映像を撮影時のままで保存すること。

(3) 録画機器内の映像データの保存期間は10日間とし、当該期間経過後は速やかに映像データの消去、又は記録媒体の破砕等の処理を行うとともに、その経過を記録しておくこと。

(4) 映像及び映像データ呼び出して映像処理用機器に再生するときは、管理責任者、管理責任者から許可を受けた者が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。

(5) 記録媒体を、録画機器が設置された場所又は管理責任者が指定した場所以外へ持ち出すことは、第1号の規定に関わらず、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合を除き、禁止すること。

(6) 映像処理用機器及び記録媒体については、管理責任者が許可した場合を除き、施錠等により防護された場所に保管し、その鍵については管理責任者が管理すること。

(7) 街頭防犯カメラ本体、録画機器及び映像処理用機器のインターネット接続は行わないこと。

(8) 映像照合機能のある街頭防犯カメラを使用する場合、その機能を使用しないこと。

(9) 前号に掲げるもののほか、映像及び映像データの不正利用、外部流出、改ざん等を防止するために必要な措置を講ずること。

(目的外利用のための外部提供)

第6条 市は、前条第1号及び第6号の規定にかかわらず、映像及び記録媒体内の映像データを藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「保護条例」という。）第12条第2項に定める場合を除き目的外のために提供をしてはならない。



2 条例第12条第2項第4号の規定による目的外の提供については、同条第4項及び第5項の規定により、藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認を得たものに限り、提供するものとする。

3 前2項の規定により画像等を目的外に提供する場合は、提供したものの内容、提供先、提供方法等を記録し、提供した画像等とともに、提供した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存する。

(苦情処理)

第6条 指針第10条に規定する苦情の処理は、管理責任者が対応するものとする。

(運用状況の報告)

第7条 管理責任者は、この基準の適用状況について、毎年、個人情報保護制度主管課長に報告する。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年 月 日から施行する。

2 保護条例第12条第2項第4号の規定による目的外の提供については、同条第4項及び第5項の規定により、藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認を得たものに限り、提供するものとする。

(苦情処理)

第7条 管理責任者は、市民等から街頭防犯カメラの運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(委 任)

第8条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

※映像→画像の修正は下線を引いていません。